

いじめ問題防止基本方針全体計画

学校教育目標

教育基本法
学校教育法
学習指導要領

油久のよさを生かし、進んで学び、たくましく生きる力を備えた人間性豊かな子供を育てる

進んで学ぶ子 よく考え、 進んで学習する子供	助け合う子 礼儀正しく、 思いやりのある子供	たくましい子 ねばり強く最後まで やり抜く子供
-------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------

地域の実態
児童の実態
保護者の願い
教師の願い

- 基礎学力の定着，向上
- 豊かな表現力の育成
- 基本的生活習慣の育成
- 少人数，複式学級の学習指導
- よさを認め合う思いやりの心の育成

生徒指導の目標

全教育活動の中で一人一人のよさを生かし，豊かな情操の育成と基本的生活習慣の育成に努める。

《努力点》

- 全教育活動の中で全職員の共通理解による指導の徹底を図る。
- 子どもの実態をもとにした教育相談の実施
- 心の教育推進委員会の充実に努める。
- 毎月の生活目標の達成を目指す。（「油久のよい子」の活用）
- 学校と家庭，地域社会の連携を深める。

いじめ問題の克服を目指して

「いじめ」とは、「当該児童生徒が，一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的，物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお，起こった場所は学校の内外を問わない。（文部科学省）

いじめは，人間の尊厳性や人格を無視する卑劣な行為である。すべての子供たちが，心豊かに，勇気と希望をもって力強く生きていくために，子供たちにかかわるすべての人々が協力して取り組まなければならない。

<p>生きる力を育む授業の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 子供のよさを生かす指導法の研究と自己教育力の育成 体験的学習を重視した問題解決力の育成 学習意欲を喚起する学習環境の整備 	<p>いじめの問題への取り組みの徹底</p> <ol style="list-style-type: none"> 全ての教師が自分の学校，学級にいじめがあるとの認識をもつ。 子供の日々の顔や表情や言動，交友関係，服装等の変化を敏感にとらえ，的確に当該児童に対応する。 (一日一回の声掛け) 遅刻や欠席は，いじめのサインである場合が多いとの認識をもち，欠席者がいたら確実に欠席理由や所在を確認し，養護教諭との連携を密にしながら，学校全体で把握しておく。 子供や保護者からの相談や訴えに対して，どんな些細なことでも親身に応じ，誠意をもって対応する。 いじめが発生したり，いじめのサインをとらえたりした場合は，担任一人で解決しようとせず，必ず校長まで報告し，生徒指導部，養護教諭等と連携し，全職員が一体となっていじめられている子供を守り抜くという意識の下，早急な解決に取り組む。 いじめる子供に対しては，いじめは人間として絶対に許されない行為であることを保護者と連携しながら，十分理解させる指導を根気強く行う。 いじめた子供が，いじめを繰り返したり，いじめられる側に回ったりすることのないよう継続して指導する。 家庭や地域におけるいじめ等に関する情報が学校に寄せられるよう開かれた学校づくりに努めるとともに，PTAや関係機関・団体等との協体制を確立する。 すべての子供に対して生命や人権の大切さの指導を徹底する。 児童会や地域子供会での仲間づくりを促進する。 	<p>全職員で取り組む生徒指導態勢の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 共通理解に基づく共通実践（心の教育推進委員会） 職員研修の充実（教育相談事例研究会，生徒指導研究会） <p>一人一人を大切にす学級経営の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 子供一人一人が存在感のもてる学級づくり 一人一人の違いを認める日頃の学級経営 学級活動の充実 <p>家庭，地域社会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校だより 家庭教育学級の充実 教育相談の充実 <p>関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 子供育成会・地域子供会 町生活指導研究協議会 家庭児童相談室 熊毛教育事務所教育相談 県総合教育センター 児童総合相談センター
<p>豊かな情操と正しい判断力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 生命尊重を重視した総合単元的指導の充実 花と緑の運動の推進 		
<p>自主的，自発的，実践的な態度を養う特別活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動の促進と勤労精神の育成 異年齢集団による活動の充実 学級活動，児童会活動の充実 		

油久小学校いじめ対策マニュアル

【いじめ早期発見の為の対応：
事前予防的対応】

【いじめ発見のチェックポイント：子どものサイン】

【長期的対策：事前予防的対応】

- ① 日頃から児童一人一人に深い関心を寄せる。
- ② サインを送っている子の話を親身になって聞き支える。
- ③ アンケート（いじめ、学校たのしいと）で実態を把握する。
- ④ 保護者との教育相談の機会を設定し、家庭での様子等を把握する。
- ⑤ 教職員全体が連携・協力して情報の共有化を図る。

朝の会	●遅刻・欠席が増える ●遅刻ぎりぎりの登校 ●表情がさえずうつむきかげん ●出席確認の際、声が小さい
授業の開始	●忘れ物が多くなる ●用具・机・椅子が散乱している ●一人だけ遅れて教室に入る ●涙を流した気配がある ●周囲が何となくざわついている ●席を変えられている
授業中	●頭痛・腹痛を頻繁に訴える ●筆圧が弱くなる ●グループ分けて孤立する ●ひどいあだ名で呼ばれる ●正しい答えを冷やかされる ●手遊びが多くなる
休み時間	●わけもなく歩き回る ●一人でいることが多い ●プロレスごっこで負かされる ●遊びの中で孤立する ●用もないのに職員室に来る ●集中してボールを当てられる
給食時	●グループ分けて孤立している ●嫌われるメニューを多く盛られる
掃除時 放課後	●目の前にごみを捨てられる ●最後まで一人でする ●衣服が汚れている ●急いで一人で帰宅する ●用もないのに残っている ●他の子の荷物を持たされる
動作	●活気がなく、おどおどする ●寂しく、暗い表情をする ●独り言を言う
その他	●日記、作文、絵などに気がかりな点がある ●教科書、靴、掲示物に落書きがある ●きまりを破ったり、万引きなどの問題行動を起こす

- ① 楽しい学級作り
 - ◆ 欲求不満・ストレスを鬱積させることのない楽しい学級づくり、いじめを許さない集団づくり
- ② 分かる授業の充実
 - ◆ 直接体験や体験活動を取り入れ、子供同士の人間関係づくりを考慮した楽しく分かる授業の実践
- ③ 学習環境の整備
 - ◆ 学級担任の日頃の工夫や子供たちとのふれあい
 - ◆ 掃除が行き届いたきれいな教室、設営がきちんとなされ、花が生けられるなど温かい雰囲気学級づくり



【いじめ発生の緊急対策：対処療法的対応】

<ol style="list-style-type: none"> ① 解決する方法を子供と一緒に考える。 ② 周りの子供と一緒に事実関係を把握する。 ③ いじめた子に対して、毅然とした態度で指導する。 ④ 担任一人で抱えこまないで、生徒指導主任や他の職員の協力を求める。 ⑤ 校長・教頭へ事実を速やかに連絡する。 ⑥ 関係の保護者と連絡を取り十分な理解と協力を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校長・教頭への報告 ◆情報の共有化 ◆組織的な取組 ・学級担任 ・生徒指導主任 ・養護教諭 ※長期の「心の作業」に誠実にこまめな努力 	<p>《 いじめた子への対応 》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「いじめは絶対許されない」ことをはっきり告げる。 ② いじめられている子の気持ちに着目させ、いじめる事が相手の気持ちをどれだけ傷つけ苦しめているか気付かせる。 ③ いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図りながら教師と信頼関係を作る。 ④ 当番活動や係活動など、具体的な場で良い行動を積極的に見つけてほめる。
<p>《 いじめられた子の保護者への対応 》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 子供の言動の変化、精神的な落ち込みや情緒的な不安定などがないかを注意深く観察するように助言する。 ② 子供との会話を多くして、学校や登下校の様子をさりげなく聞き、悩みを受け止めるよう助言する。 ③ ささいなことでも担任に連絡、相談するように依頼する。 	<p>《 いじめた子の保護者への対応 》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① いじめの事実を正確に伝え、保護者の辛く悲しい気持ちに気付かせ、いじめは正当化できないことを指導する。 ② いじめ問題を親子関係を見直すきっかけとし、家庭での対応の仕方を助言する。 ③ 教師が仲介役となり、いじめられた子の親に謝罪させ、両方の親同士の関係修復に努める。 	<p>《 周囲の子供たちに対しての対応 》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「いじめを断固として許さない」という態度を示す。 ② 見て見ぬふりをすることは、いじていることと同じであることに気付かせる。 ③ いじめを発見したら先生や友達にすぐ知らせることが大切であることを指導する。 ④ 一人一人をかけがえのない存在として尊重し、温かい友人関係を築くようにさせる。

【心の教育推進委員会】

I：一般的、共通的事例の場合 全職員	II：個別事例の場合 校長、教頭、生徒指導主任、該当児童担任
-----------------------	-----------------------------------

【組織的な取り組み】

<p>《 該当児童担任 》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 給食等の子供の様子を見る。 ② 子供の变化に気付いたら声をかける。 ③ 保健室などでの子供の様子を常に把握する。 ④ 気になる子供の授業での様子を把握する。 ⑤ 家庭への連絡時、いじめの有無や状況について把握する。 	<p>《 関係学年 》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 子供について情報交換をする。 ② 子供の状況に合わせた指導の確認をする。 ③ 気になる子供の指導を担当せにせず、学校の問題として、担任への協力態勢をとる。 ④ 学級活動などで、いじめの根絶について指導する。 	<p>《 生徒指導主任 》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各学年の子供の状況を把握する。 ② 校長、教頭に気にかかる子供の状況を報告する。 ③ 保健室との連絡態勢をとる。 ④ 学校全体のいじめの実態把握に努める。 ⑤ 教育相談係と連携し、相談体制を整え適切な活動をする。 	<p>《 生徒指導部会 》</p> <p>生活指導係 教育相談係 特別活動係 読書指導係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導年間指導計画 ・「子どもの心に届く生徒指導」のチェックポイント ・教育相談年間計画 ・教育相談簿の活用
---	--	--	--

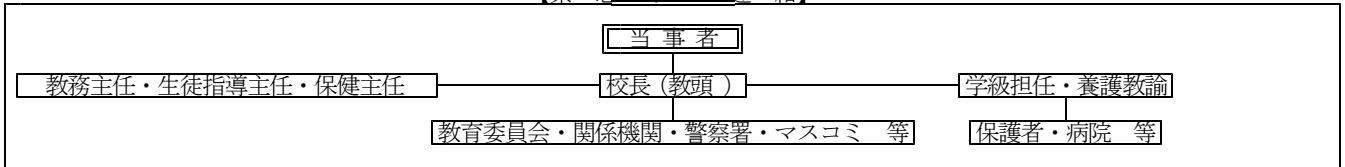
【家庭や地域との連携】

いじめ対策・連絡の情報交換、連携指導	① 学級モニター ・学級PTA委員 ・生活指導部員	② 学校モニター ・PTA三役 ・地域委員長 ・運営委員会	③ 校区モニター ・児童民生委員 ・集落長
--------------------	---------------------------------	--	-----------------------------

【深刻な事態の緊急対策】

(1) 当面の緊急な対応：指揮一元化の遵守 ア 校内における対応 ①緊急対策の為に「いじめ対策委員会」の設置 (確かな情報の基、事実の把握、役割分担) ②職員への事実関係の説明と役割分担 ③全児童への事情説明・動揺しないよう指導する ④被害家族への対応：誠意、深慮に応じた対応 ⑤報告文書作成：事実を即し必要事項を時系列に イ 教育委員会への対応 ①可能な限り、迅速な第一報 ②その後の危機の正確な報告 ③中・長期的な状況把握と報告	ウ PTA等への対応 ①PTA役員との連携：情報提供と今後の対策 ②PTA会員への情報提供と今後の対策の啓発 エ 関係機関 ①警察との連携：危機発生時の状況と原因の把握 ②マスコミへの窓口一元化による対応 ③病院との連携 オ その他の対応	(2) 事後の対応 ア 見舞い等の誠意ある対応 イ 補償問題等、専門家の助言を通じた対応 ウ 危機再発防止の為に エ 施設、設備や指導態勢の見直し (3) その他の対応 ア 短・中・長期的見直し、把握への対応 イ 出費が予想される場合の経費への対応
---	--	---

【緊急時の連絡】



【指導体制の検討・事後の対応】

状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。新しく検討事項が入ったら、指導体制を再検討していく。

- いじめ対応チームによる対応 ——
- 学校生活での意図的な観察及び助言（該当児童と周りの児童の状況）
【該当児童担任、養護教諭】
 - 該当児童担任へのサポート（情報交換、学級づくりへの支援）
【生徒指導主任、管理職】
 - 保護者との連携支援
【該当児童担任、管理職】
 - 関係機関との連携支援
【管理職、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等】
 - その後の状況について教育委員会への報告
【管理職】

[いじめ問題の再発防止]

- ① いじめの解消
 教職員は、いじめが解消するまで、継続的に見守り、支援を行う。
 いじめが「解消している」状態とは、
 - いじめに係わる行為がやんでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月を目安とする）
 - いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（いじめを受けた児童本人及び保護者に対し、面談などにより確認する）であり、他の事情も勘案して慎重に判断する。
- ② 継続的な指導と観察及び確実な引き継ぎ
 同じ児童が被害に遭ういじめが再発したり、ターゲットを変えていじめが続いたりすることを防ぐために、一旦解消したと思われる場合でも、十分に注意して継続的な観察を行い必要な指導を行う。
 また、継続的な指導や支援を行っていくために、いじめを行った、あるいはいじめを受けた児童の情報を、進級時や進学時などに確実に引き継ぐ。
- ③ 未然防止対策の見直しと強化
 問題が収束したと考えられる時点で、対処の仕方を振り返り、見直すとともに、対処を通して得た知